

身体拘束等の適正化のための指針

障害者サポート西梅田

1. 身体拘束等の適正化に関する基本的考え方

- (1) 事業者は、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を理解し、障害者・障害児及び高齢者（以下利用者）の生きがいと安心・安全を提供するため、利用者個々の心身の状況を勘案し、利用者に寄り添った支援、福祉サービスを提供する。
- (2) 事業者は身体拘束防止に関し次の方針を定め、すべての従業員に周知徹底する。
 - ①身体拘束は行ってはいけない
 - ②身体拘束を許容する考え方はしない
 - ③利用者の人権を最優先する
 - ④やむを得ない場合、利用者・家族に十分な説明を行って身体拘束を行う

2. 虐待防止・身体拘束の適正化委員会に関する事項

事業者は、虐待防止及び身体拘束等の適正化を目的として虐待防止委員会（以下委員会）を設置する。

- (1) 委員会は管理者とし、虐待防止責任者、サービス提供責任者等で構成する。また、必要に応じて第三者の助言を求められることとする。
- (2) 委員会は定期的（年1回以上）に開催する。また、必要時には随時開催する。

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束等の適正化のための研修は、虐待防止研修の中に身体拘束等の適正化の内容を盛り込んだ研修を以下の通り実施する。

- ①新規採用者については、入職時に研修を実施する
- ②管理者・他の職員については、年1回以上研修を実施する

4. 事業所内で身体拘束等行う場合の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束等が必要となる事案が発生した場合は、その全ての事案を管理者に報告する。管理者は即時に委員会を招集し検討する。

5. 身体拘束および行動制限についての基本方針

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わないサービスを提供する事が原則ですが、以下の3つの要件の全てを満たす状態にある場合は、やむを得ず必要最低限の身体拘束を行う事があります。

<緊急・やむを得ない場合の例外三原則>

1. 切迫性
生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高い場合
2. 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと

3. 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※身体拘束を行う場合には、上記三つの要件を全て満たすことが必要

6. 身体拘束等が発生した場合の報告方法等に関する基本方針

(1) 利用者本人及び家族への説明

①利用者本人・ご家族に対し、身体拘束の内容・目的・理由・時間帯・期間・解除に向けた取り組み方法を詳細に説明し、同意を得る。

②身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に利用者・ご家族に再度同意を得た上で実施する。

(2) 記録 身体拘束等を行った場合は、拘束方法・心身の状況・やむを得なかった理由、経過などを記録 用紙に記録する。

記録はサービス完結後5年間保存し、必要時に提示できるようにする。

(3) 身体拘束等の解除

身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除し、利用者・ご家族に報告する。

7. 当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は、利用者・家族等に身体拘束廃止への理解と協力を得るため、事業者のホームページに掲載し、誰もがいつでも自由に閲覧できる環境を整える。

8. その他身体拘束等の適正化推進のために必要な基本方針

(1) 身体拘束等をしない支援を提供していくため、事業所全体で以下のことに取り組む。

① 利用者主体の行動に努める。

② 言葉や対応などで、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。

③ 利用者の思いをくみ取り、利用者様意向に沿ったサービスを提供し、丁寧な対応を行う。

④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の身体的、精神的な自由を安易に妨げるような行為は行わない。やむを得ず安全確保を優先する場合は、委員会で検討する。

⑤ 「やむを得ない」として拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体の生活をしていただけるように努める。

(2) その他身体拘束等の適正化推進のために必要な事項について、本指針に記載のないものは必要に応じて委員会にて検討し、決定する。

附則

この指針は令和4年4月1日より施行する